

病気等に伴う役員報酬の減額規定

1 減額理由

理事長、副理事長、専務理事、常務理事の三役が病気や事故などで本来の業務が執行できなくなったときに、業務の執行ができない期間において役員報酬を減額する。

2 減額根拠

法人税法施行令第 69 条 1 項 1 号口の「臨時改定事由」に基づき、役員報酬の改定については、総会の議決によらず理事会の専決によるものとする。

臨時改定事由とは、会社役員などが病気や事故など予測しにくい偶発的事情等で本来の業務を執行できなくなったときに、その役員への報酬の一部を減額する、あるいは無給にすることができるとされている。また容態等が回復し、その業務に復帰するとなった場合、元の報酬に戻すことも「臨時改定事由」として認められている。

【法人税法施行令】

第六十九条 法第三十四条第一項第一号（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める給与は、次に掲げる給与とする。

一 法第三十四条第一項第一号に規定する定期給与（以下第六項までにおいて「定期給与」という。）で、次に掲げる改定（以下この号において「給与改定」という。）がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

イ （省略）

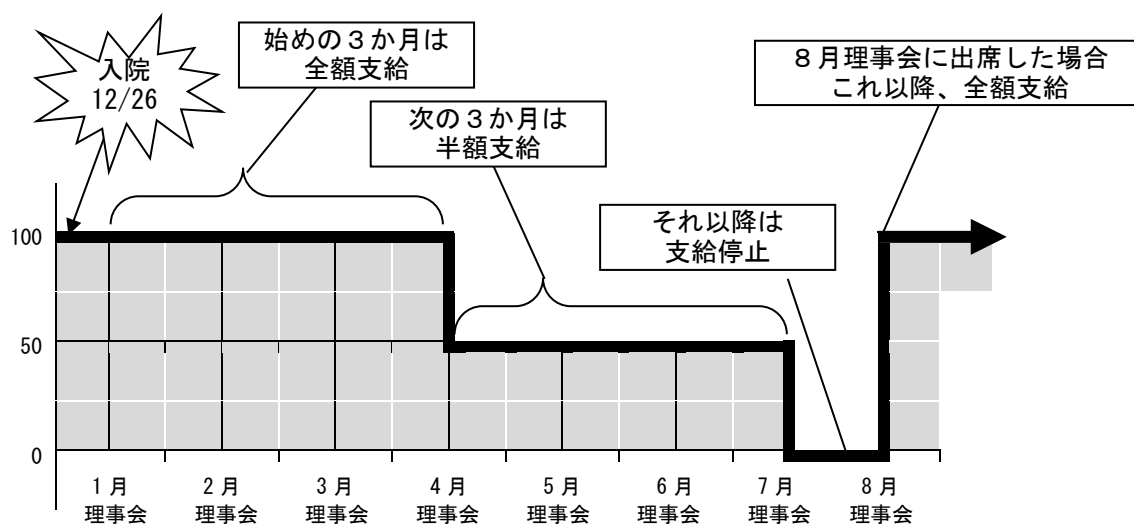
ロ 当該事業年度において当該内国法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（第四項第二号及び第五項第一号において「**臨時改定事由**」という。）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定（イに掲げる改定を除く。）

3 減額内容

病気等により連続して業務執行ができない期間は、下表により役員報酬を減額又は支給停止とするよう改定する。ただし、容態等が回復し業務執行ができる状態になったときは、理事会出席月から全額支給に改定する。

連続して業務執行ができない期間	役員報酬額
最初の3か月間	全額支給
次の3か月間	半額支給
それ以降	支給停止

《 8月理事会に復帰する例 》



連続して業務執行ができない期間とは、欠席した最初の理事会を起算月として、次の理事会までを1か月とし、連続して理事会を欠席した月数をいう。

今回の場合、12月26日に入院したため、1月6日の仕事始めを起算月として、4月理事会の前月までの3か月間は全額支給。4月3日の理事会月から半額支給、7月3日の理事会月から支給停止となる。

4 施行期日

令和2年3月4日